日本政治法律学会　第 7 回研究大会
2021 年 5 月 16 日(日)@高崎経済大学
報告レジュメ

# 「少年法改正過程の検討 - 少年法等の一部を改正する法律案(令和 3 年)を素材に - 」

城西大学現代政策学部　上野 純也

## Ⅰ. はじめに

◎本報告の概要

→2017 年から法制審議会において、少年法の改正に関して審議

法制審議会　少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会

⇒刑事司法上の現代的課題であるわが国の少年法の構造や理念、実務における少年の取り扱い、刑罰の意義について、現代の価値観・時流に鑑みながら検討する必要性

## Ⅱ. わが国の少年法の沿革

### 1. わが国における「少年法」

(1)旧少年法(大正 11 年法律第 42 号)

・旧刑法(明治 13 年太政官布告第 36 号)下での少年の取扱い

→・現行刑法(明治 40 年法律第 45 号)下での取り扱い

↑アメリカでの少年裁判所・少年法制の登場(1899 年・シカゴ)

⇒旧少年法施行：18 歳未満者を対象とした少年法制

「愛の法律」　少年審判所での保護処分　※行政機関

検察官先議

(2)現行少年法(昭和 23 年法律第 168 号)

→「少年の健全な育成」：20 歳未満者を対象　⇔　刑罰の対象は 16 歳以上

家庭裁判所での保護処分

家裁先議権・保護処分優先主義

◎現行少年法に対する厳罰化の風潮

法務省「少年法改正に関する構想」(1966 年)

法務省「少年法改正要綱」(1970 年)

法制審議会中間報告(1977 年)

⇒社会的背景　①少年審判構造の限界　Cf) 山形明倫中マット死事件

②被害者の権利運動の隆盛

③社会的要請　Cf) 神戸須磨区児童殺傷事件

2. 現行少年法の改正過程
・2000 年改正(平成 12 年法律第 142 号)
・2007 年改正(平成 19 年法律第 68 号)
・2008 年改正(平成 20 年法律第 71 号)
・2014 年 4 月 18 日法律第 28 号「少年法の一部を改正する法律」による一部改正

⇒2017 年から法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会において対象年齢の引き下げ等について審議が開始　計 58 回(内、分科会 29 回) ※資料 1 参照
↑2022 年 4 月に民法上の成年年齢の引き下げが背景⇔喫煙・飲酒、競馬・競輪は 20 歳
⇒2020 年 9 月　部会にて「とりまとめ(答申案)」　採択
2020 年 10 月　法制審議会総会　法務大臣宛答申　採択
2021 年 2 月　少年法等の一部を改正する法律案　国会提出
2021 年 4 月　少年法等の一部を改正する法律案　衆議院本会議にて賛成多数で可決

Ⅲ. 少年法の一部を改正する法律案(令和 3 年)について
1. 審議に至る経緯、審議の経過
→法務大臣諮問第 103 号
「日本国憲法の改正手続に関する法律における投票権及び公職選挙法における選挙権を有する者の年齢を１８歳以上とする立法措置、民法の定める成年年齢に関する検討状況等を踏まえ、少年法の規定について検討が求められていることのほか、近時の犯罪情勢、再犯の防止の重要性等に鑑み、少年法における@『少年』の年齢を１８歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させる」

◎諮問第 103 号の経緯
・日本国憲法の改正手続に関する法律附則(平成 19 年)
・日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年)
・公職選挙法等の一部を改正する法律(平成 27 年)
⇒少年法の「少年」の上限年齢に関する検討
法務省：「刑事司法全般において、成長過程にある若年者をいかに取り扱い、改善更生・再犯防止を図るかという大きな問題に関わる」
・「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」(平成 27 年 11 月～28 年 12 月)
→「少年」の上限年齢の在り方、非行少年を含む犯罪者に対する処遇の充実
・諮問第 103 号の趣旨
犯罪情勢：再犯者の刑法犯検挙人員の減少率の低下
少年の検挙人員に占める再犯者割合の増加傾向　⇒**再犯防止の重要性**

2. 諮問第 103 号に対する答申の概要　　(2020 年 10 月 29 日法制審議会総会採択)

◎結論(諮問第 103 号に対する答申案「2.」)　※資料 2 参照

「1　１８歳及び１９歳の者は，……１８歳未満の者とも２０歳以上の者とも異なる取扱いをすべきである。……その上で，１８歳及び１９歳の者の位置付けやその呼称については，国民意識や社会通念等を踏まえたものとすることが求められることに鑑み，今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である。」

2　……別添２及び３に記載された制度及び施策は，１８歳及び１９歳の者に限らず，より広く一般的に，罪を犯した者の改善更生及び社会復帰に有効に機能することが期待されるものであるから，それ自体としても，再犯防止対策の観点からその整備及び実施が推進されるべきである。」

IV. 本法律案に対する分析と残された課題

1. 本法律案の要点

⇒18 歳・19 歳の者を「特定少年」と規定

①逆送範囲の拡大　②18 歳・19 歳者の「ぐ犯」処分対象外
③犯罪と処分の均衡　④実名報道の解禁(推知報道制限の適用除外)
⑤不定期刑の廃止　⑥資格制限排除特例の適用除外

2. 本改正案における対立構造

| 引き下げ反対 | 引き下げ賛成 |
|---|---|
| 法律の趣旨・目的に照らした適用年齢の不一致 | 他法との一致による明確さ |
| 現行の手続・保護処分の効果 | 保護主義、パターナリズムによる過剰介入 |
| 刑罰による威嚇のマイナス効果 | 犯罪被害者等による意見 |
| 18・19 歳者の社会的・精神的成熟度の低下 | 18・19 歳者に対する国民の不寛容 |
| 脳科学の知見による処遇・教育の効果への期待 | 選挙権等を認められるに相応する判断能力 |
| 平成 12 年の原則逆送制度の導入の効果 | 脳の発達と責任非難との関係性 |
| 諸外国との不一致 | 諸外国との一致の必要性 |
| 行為責任、デュー・プロセスの要請 | 刑事政策的措置 |

3. 本改正(案)に対する反応

◎日本弁護士連合会「少年法適用年齢に関する法制審議会答申に対する意見書」
◎東京弁護士会「少年法適用年齢に関する法制審議会答申に反対する会長声明」
→18 歳・19 歳の者を「少年」として少年法の適用対象とすべき
全件家裁送致、施設収容処分及び保護観察等の枠組みを維持すべき

理由：各法律の適用年齢はその法律の目的ごとに定めるべき
少年法は有効に機能し、少年による犯罪は凶悪犯罪も含めて大幅に減少
18 歳・19 歳は未成熟で可塑性に富み、少年法による教育的な処遇が必要かつ有効
適用年齢の引下げは実体的な立法事実がなく、再犯増加につながりかねない

日弁連による答申の評価と問題点

(1)18 歳・19 歳者の位置付け

→「……18 歳及び 19 歳の者については、あくまで少年法の対象として『少年』と位置付け、少年法の目的である『健全育成』の理念(1 条)が及ぶことを明確にすべきである。」

(2)要綱骨子の問題点

・いわゆる「原則逆送」の対象事件の範囲拡大について
⇒短期 1 年以上の新自由刑に拡大する点について反対

・推知報道の禁止に関する一部適用除外について
⇒推知報道の禁止を徹底

・ぐ犯の取り扱いについて
⇒家庭裁判所による司法手続・処分の対象とする必要性

・処分の「犯情の軽重を考慮して相当な限界を超えない範囲」について
⇒「犯情の軽重を考慮して」上限期間を設けることについて反対

・不定期刑の適用除外について
⇒2014 年改正時に有効性があることを理由として不定期刑が存続したことに照らし、18 歳・19 歳者を不定期刑の適用除外することに反対

・資格制限排除の適用除外について
⇒再犯防止(社会復帰)のためには就労の可能性を広く保障することが重要
Ex) 刑の全部執行猶予判決を受けた若年者

3. 若干の検討

◎諮問第 103 号及び本改正の目的
→「再犯の防止の重要性」　＝刑事処分・刑罰の執行？

◎少年法厳罰化の風潮の評価
→法務省によるこれまでの少年法厳罰化の試みとの連続性

◎施行後の検討・措置
→改正法案附則 5 号：施行 5 年後の見直し

資料 1：少年法・刑事法(少年延齢・犯罪者処遇関係)部会　会議日程

| 法制審議会　少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会　会議日程一覧 | | | |
|---|---|---|---|
| 部会会議 | 第 1 分科会 | 第 2 分科会 | 第 3 分科会 |
| 第 1 回会議平成 29 年 3 月 16 日 | | | |
| 第 2 回会議平成 29 年 4 月 19 日 | | | |
| 第 3 回会議平成 29 年 5 月 31 日 | | | |
| 第 4 回会議平成 29 年 6 月 29 日 | | | |
| 第 5 回会議平成 29 年 7 月 27 日 | 第 1 回会議平成 29 年 9 月 22 日 | 第 1 回会議平成 29 年 9 月 26 日 | 第 1 会議平成 29 年 9 月 29 日 |
| | 第 2 回会議平成 29 年 10 月 17 日 | 第 2 回会議平成 29 年 10 月 24 日 | 第 2 回会議平成 29 年 10 月 20 日 |
| | 第 3 回会議平成 29 年 11 月 14 日 | 第 3 回会議平成 29 年 11 月 22 日 | 第 3 回会議平成 29 年 11 月 17 日 |
| 第 6 回会議平成 29 年 12 月 19 日 | 第 4 回会議平成 30 年 1 月 29 日 | 第 4 回会議平成 30 年 1 月 30 日 | 第 4 回会議平成 30 年 2 月 2 日 |
| | 第 5 回会議平成 30 年 2 月 13 日 | 第 5 回会議平成 30 年 2 月 14 日 | 第 5 回会議平成 30 年 3 月 2 日 |
| | 第 6 回会議平成 30 年 3 月 7 日 | 第 6 回会議平成 30 年 3 月 6 日 | 第 6 回会議平成 30 年 3 月 13 日 |
| | | 第 7 回会議平成 30 年 3 月 28 日 | 第 7 回会議平成 30 年 3 月 29 日 |
| 第 7 回会議平成 30 年 4 月 26 日 | 第 7 回会議平成 30 年 5 月 15 日 | 第 8 回会議平成 30 年 5 月 17 日 | 第 8 回会議平成 30 年 5 月 18 日 |
| | 第 8 回会議平成 30 年 6 月 5 日 | 第 9 回会議平成 30 年 6 月 7 日 | 第 9 回会議平成 30 年 6 月 8 日 |
| | 第 9 回会議平成 30 年 6 月 26 日 | 第 10 回会議平成 30 年 6 月 28 日 | 第 10 回平成 30 年 7 月 5 日 |
| 第 8 回会議平成 30 年 7 月 26 日 | | | |
| 第 9 回会議平成 30 年 9 月 20 日 | | | |
| 第 10 回会議平成 30 年 10 月 11 日 | | | |
| 第 11 回会議平成 30 年 11 月 2 日 | | | |
| 第 12 回会議平成 30 年 11 月 28 日 | | | |
| 第 13 回会議平成 30 年 12 月 19 日 | | | |
| 第 14 回会議平成 31 年 1 月 30 日 | | | |
| 第 15 回会議平成 31 年 3 月 26 日 | | | |
| 第 16 回会議令和元年 5 月 16 日 | | | |
| 第 17 回会議令和元年 7 月 31 日 | | | |
| 第 18 回会議令和元年 9 月 26 日 | | | |
| 第 19 回会議令和元年 10 月 30 日 | | | |
| 第 20 回会議令和元年 11 月 27 日 | | | |
| 第 21 回会議令和元年 12 月 9 日 | | | |
| 第 22 回会議令和元年 12 月 13 日 | | | |
| 第 23 回会議令和元年 12 月 25 日 | | | |
| 第 24 回会議令和 2 年 2 月 12 日 | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 第 25 回会議令和 2 年 6 月 10 日 | | | |
| 第 26 回会議令和 2 年 7 月 1 日 | | | |
| 第 27 回会議令和 2 年 7 月 22 日 | | | |
| 第 28 回会議令和 2 年 8 月 6 日 | | | |
| 第 29 回会議令和 2 年 9 月 9 日 | | | |

◎資料 2：答申別添資料の概要

答申案別添 1　要綱(骨子)

「罪を犯した 18 歳及び 19 歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等」

一　家庭裁判所への送致

二　手続・処分

1 対象者

2 検察官送致決定

3 不処分決定

4 処分の決定

5 保護観察

6 遵守事項違反があった場合の処遇施設収容

7 処遇施設送致

8 ※その他、少年法、更生保護法、少年院法及び少年鑑別所法と同様の規律

三　刑事事件の特例等

1 検察官送致決定後の事件の取り扱い

2 勾留

3 取り扱いの分離

4 家庭裁判所への移送

5 推知報道の制限

四　その他

答申案別添 2　要綱(骨子)

1. 自由刑の単一化
一　新たな自由刑(以下「新自由刑」と仮称する。)の創設
　1 刑の種類
　2 新自由刑(懲役及び禁錮の単一化)
　3 新自由刑等の加重減軽
　4 各則の罪の法定刑
二　拘留に関する規定の整備
　1 ※刑事施設での拘置
　2 ※拘留者に対する作業・指導
2. 若年受刑者に対する処遇調査の充実
3. 若年受刑者に対する処遇原則の明確化等
4. 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度
5. 刑の全部の執行猶予制度の拡充
6. 刑の執行猶予中の保護観察の仮解除の活用促進
7. 新たなアセスメントツールを活用した保護観察処遇の充実、特別遵守事項の類型の追加
8. 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実
9. 保護観察における少年鑑別所の調査機能の活用
10. 更生保護事業の体系の見直し等
11. 更生緊急保護対象の拡大等

答申案別添 3　要綱(骨子)

1. 若年受刑者を対象とする処遇内容の充実
2. 若年受刑者に対する処遇調査の充実
3. 外部通勤作業及び外出・外泊の活用等
4. 保護観察における新たなアセスメントツールを活用した処遇手法の推進
5. 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実